

みんな

20歳になったら 国民年金

国民年金って、はっきり言って
何十年もあとにもらうものでしょ。
僕はまだ若いんだから、
老後なんてずっと先のことだよなあ…



厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service

ご存知
ですか？

国民年金ってなんのためにあるの・・・



なぜ若いうちから国民年金に入らないといけないんですか？

想像してみてください。
もしあなたに“まさか！？”の事態が起こったとしたら。

例えば



通学中、事故に巻き込まれ
障がい者になってしまったら…



年間交通事故
発生件数

約30.8万件 (内、負傷者数約 36.5 万人)
*令和 5年中の交通事故の発生状況 (警察庁調べ)

長い人生、事故や病気などこの先なにが起こるかは予測できません。
“まさか”は他人事ではないのです！



20代の受給権者
約25万人

*厚生年金保険・国民年金事業年報より

※受給権者：年金を受ける権利を持ち、本人の請求により裁定された者。
(全額支給停止中の者を含む)

国民年金は、“今”のあなたも支えています。

だから、20歳になったら国民年金

国民年金ちよつと解説

「今」も「将来」も「老後」も。国民年金は一生のリスクの備えです。

年金は老後に備えるものって誤解してはいませんか？

学生 みなさんにとっても今の生活に関わる“まさか”の備えになっています。

今の“まさか”に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい者
になった際に受け取る年金。

将来の“まさか”に

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなった際に、
家族や子どもが受け取る年金。

老後の“安心”に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部
として受け取る年金。

時代の変化に合わせて生活を支えます。

国民年金の受取額は、時代の状況や物価を考慮し、
生活に適した額を給付します。つまり国がなくならないかぎり
確実に受け取れるしくみになっています。



保険料はかならず納める。それが日本のルールです。

国民年金の保険料は、「20歳になったら必ず納めなければいけない」ことが法律で
決められています。もし保険料を未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が
受け取れない場合があります。

もし、経済的な理由で保険料を納められないときは・・・

学生納付特例制度 (ガクトク)

- ・ 学生の間は保険料を猶予し、社会人になってから納める制度です。
- ・ 事前に審査があります。前年所得が基準額以下の学生本人が対象となります。
- ・ ガクトク期間中も障害基礎年金などを受け取ることができます。
- ・ ガクトク期間は将来年金を受け取るための期間に加えられますが、年金額の計算には入りません。

* 学生とは学校教育法に定める、大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する学生。（一部対象とならない学校もあります。）

ご存知
ですか？

保険料を納めるのが難しい時

申請免除・学生納付特例のお手続き先

お近くの年金事務所または
市区町村の年金窓口でお手続きください。



ご本人

手続き



年金事務所・
市区町村の年金窓口

必要書類

ご本人が確認できる書類（免許証等）、基礎年金番号通知書等が必要になります。

また、学生納付特例の場合、学生であることを確認するため、
学生証や在学を証明する書類等が必要となりますので、
事前にご確認ください。

申請書



お手続きまでの流れ

1

20 歳到達日に、
日本年金機構にお
いて加入手続きが
行われます。

令和元年 10 月より
20 歳到達者の国民年金第 1 号
被保険者の加入届出が
原則として不要となりました。
ただし、従来通り
届出によるお手続きが必要な
場合もあります。

2

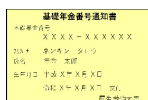
加入のお知らせ
が送付されます。

「国民年金加入のお知らせ」・
「国民年金保険料納付書」
をお送りします。
また、「基礎年金番号通知書」
を別途お送りします。

3

申請免除、学生納付
特例のお手続き

学生の方は、
手続きを行うことにより、
保険料の納付が猶予されま
す。
学生でない方も、申請免除の
申請をすることができます。



基礎年金番号通知書は、就職して厚生年金に加入するときや
将来年金を受け取るときなどに必要になりますので、
大切に保管してください。

!

ご注意ください！

保険料を納めていないと、あなたや家族の財産が
「差し押さえ」になる場合があります。



ご存知
ですか？

保険料の手軽な納め方

一定期間の保険料をまとめて納めると、
保険料が割引になりおトクです。

納め方

1



「口座振替」で、手間いらず。

口座振替なら、月々の保険料を
納め忘れる心配がありません。

- ◎事前に年金事務所や金融機関での
お手続きが必要です。
- ◎保険料がおトクになる[前納]の
申込期限は8月末・2月末の2回です。

納め方

2



「身近な場所」で、お気軽に。

全国のコンビニエンスストア・
金融機関・郵便局の〈窓口〉や
〈ATM〉で納めることができます。

- ◎納める際には「納付書」が必要です。

保険料・定額
(令和7年度)

月額

17,510 円

納め方

3



「クレジットカード」で、 お手軽に。

カード払いなら、月々の保険料を
納め忘れる心配がありません。

- ◎事前に年金事務所でのお手続きが必要です。
- ◎保険料がおトクになる[前納]の
申込期限は8月末・2月末の2回です。

納め方

4



「インターネット」で、 スイスイと。

インターネットバンキング、
モバイルバンキング、スマートフ
ォンの決済アプリで自宅から納め
ることができる

- ◎事前に金融機関でのお手続きが必要です。
- ◎納める際には「納付書」が必要です。

将来の年金額を増やしたいなら『付加保険料』で堅実に。

定額保険料(17,510 円)に付加保険料(月額 400 円)をプラスして納めることで、受給する年金額を増やせます。

* 令和7年度

- 例えば、20 歳以上 60 歳未満の 40 年間、付加保険料を納めていた場合の受取額は…

200 円×480 月(40 年) = **96,000** 円が基本額に加算されます。

付加保険料を納めた分は、
受給 2 年以上でプラスに！

パンフレットをご覧のみなさまへ



「免除・猶予・学生納付特例」制度の申請や
年金の給付については、詳細な条件があります。

一般的な国民年金に関するお問い合わせは ———

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050 ではじまる電話で
おかけになる場合は

(東京) **03-6700-1165** (一般電話)

受付時間

月曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00
火曜日 から 金曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
第 2 土曜日	午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

※土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※お電話のおかけ間違いにご注意ください。

詳細については、お近くの年金事務所
または市区町村の窓口にお問い合わせください。